

○三沢飛行場（三沢空港）駐車場営業者募集要項に関する質問・回答表

（令和6年12月5日）

通し番号	質問箇所		質問内容	回答
1	（書類名）	募集要項	複数の事業者により構成されるグループとは、特定業務の委託先企業も含まれるでしょうか。 例）現金回収業務や除雪業務の委託先企業	業務の一部を委託する場合の請負会社は、グループに含める必要はありません。
	（ページ）	4		
	（項目番号）	5（1）		
	（項目名）	応募者の構成等		
2	（書類名）	募集要項	運営実績を証明する証憑（契約書写し等）は、必要でしょうか。	運営実績の証明書類は必須書類とはしておりませんが、当局が必要と認めた場合は、資料の提出を求める場合があります。
	（ページ）	7		
	（項目番号）	8（1）⑤		
	（項目名）	運営実績		
3	（書類名）	募集要項	駐車場の営業時間は、24時間営業（365日）でも可能でしょうか。	可能です。
	（ページ）	12		
	（項目番号）	12（1）②		
	（項目名）	駐車場の営業時間		
4	（書類名）	募集要項	ライフラインの整備・維持管理とは、具体的にどのような場面と内容を想定しているのでしょうか。	事業者において付帯施設を新設する場合における当該施設への電気供給設備等の整備・維持管理を想定しています。
	（ページ）	13		
	（項目番号）	14. ⑦		
	（項目名）	ライフライン		
5	（書類名）	募集要項	過去駐車場において、渋滞の実績（年〇回程度）及び現在の対応内容をご教示ください。	令和5年度において満車となった日は、年間で221日発生しています。 現営業者の具体的な対応は提案内容に関わることからお答えできません。
	（ページ）	13		
	（項目番号）	14. ⑨		
	（項目名）	渋滞対策		

○三沢飛行場（三沢空港）駐車場営業者募集要項に関する質問・回答表

（令和6年12月5日）

通し番号	質問箇所		質問内容	回答
6	（書類名）	募集要項	現営業者から施設の全部又は一部を譲渡、譲受する場合は、無償という解釈でよろしいでしょうか。	募集要項14.④に記載のとおり、新旧営業者において施設の全部又は一部を譲渡、譲受が行われる場合、その内容は新旧営業者間の協議により決定することとなるため、当局は関与しません。
	（ページ）	14		
	（項目番号）	15.（1）①		
	（項目名）	施設の譲渡、譲受		
7	（書類名）	募集要項	譲渡、譲受について、費用が発生する場合、構築物及び器具備品の金額提示いただけますでしょうか。	募集要項14.④に記載のとおり、新旧営業者において施設の全部又は一部を譲渡、譲受が行われる場合、その内容は新旧営業者間の協議により決定することとなるため、当局は関与しません。
	（ページ）	14		
	（項目番号）	15.（1）①		
	（項目名）	施設の譲渡、譲受		
8	（書類名）	募集要項	申請後に設定駐車料金を変更することは、可能でしょうか。その場合、国有財産使用料が変更されるのでしょうか。	原則として、提案した駐車料金を超過した料金を設定することは認められません。 なお、国有財産使用料は、駐車場事業収益等により変動し、毎年、不動産鑑定士による鑑定に基づき決定しています。 また、本駐車場周辺の他の駐車場整備状況等により、事業環境が大きく変化すると当局が判断した場合、募集要項に記載の事業期間更新の意思表示を行わず、令和9年度以降の営業者を改めて公募より選定する可能性があります。
	（ページ）	14		
	（項目番号）	15.（1）③		
	（項目名）	営業料金（駐車料金）の承認申請		
9	（書類名）	別冊1	一 構築物の「入口表示灯」及び「器具及び備品」項目中の、全自動精算機、駐車券発券機、出入口ゲート、バス検知器は、設置時期をみますとかなりの年数が経過しており、今後の継続使用には耐えられないと考えますが、一式交換していただけるのでしょうか。 二 同じく表中に記載の数量が全て一式と記載されておりますが、現状設置されている数量ということで間違いないのでしょうか。	一 現営業者が設置している施設を更新する場合は新営業者の負担となります。 二 「一式」との記載は、ひとそろいのことですが、各工作物の現状設置されている数量を指します。
	（ページ）	2		
	（項目番号）	2.（4）		
	（項目名）	現営業者が設置している施設の概要		
10	（書類名）	別冊1	既存構築物（配線配管含む）は、現営業者と施設の譲渡に関する申請及び当局の承認を経て、そのまま利用できる前提でよろしいでしょうか。	新旧営業者間の契約に基づいて現営業者が設置している施設等（配線配管を含む）の全部又は一部を譲渡、譲受する場合で、現営業者と施設の譲渡に関する申請を行い、当局の承認が得られた場合は、そのままの利用が可能です。
	（ページ）	2		
	（項目番号）	2.（4）		
	（項目名）	現営業者が設置している施設の概要		

○三沢飛行場（三沢空港）駐車場営業者募集要項に関する質問・回答表

（令和6年12月5日）

通し番号	質問箇所		質問内容	回答
11	（書類名）	別冊 1	既存器具及び備品に供給されている電源設備（配線配管含む）は、そのまま利用できる前提でよろしいでしょうか。	新旧営業者間の契約に基づいて現営業者が設置している施設等（配線配管を含む）の全部又は一部を譲渡、譲受する場合で、現営業者と施設の譲渡に関する申請を行い、当局の承認が得られた場合は、そのままの利用が可能です。
	（ページ）	2		
	（項目番号）	2.（4）		
	（項目名）	現営業者が設置している施設の概要		
12	（書類名）	別冊 1	細分「埋設管敷」とは、別図国有財産使用許可予定箇所図面に示されている「電源局舎」から駐車場内への埋設管を示しているのでしょうか。 またこちらの電源供給元を使用できる認識でよろしいでしょうか。	「埋設管敷」とは、別図に示す使用許可対象範囲のうち、電線や下水管が埋設されている土地を示しております。なお、当該電線を電源供給元として使用いただけます。
	（ページ）	3		
	（項目番号）	2（6）		
	（項目名）	国有財産の概要		
13	（書類名）	別冊 1	一 代替地の準備及び管理運営は国において行う予定であるとありますが、代替地への誘導員や誘導看板類は用意されるのでしょうか。また、その配置・設置期間は各工事期間中のみののか、工事期間以外も含めてなののでしょうか。 二 誘導員は大型連休・帰省期間中にも配置し、代替地への誘導を行うという理解で宜しいでしょうか。 三 工事前の利用者への周知は何月からを予定しているのでしょうか。 四 工事期間中、使用できる駐車場が少なくなるようですが、その場合国有財産使用料の減額措置はあるのでしょうか。 五 バリアフリー施設完成後、国有財産使用料への工事費反映が考えられますが、概算で結構ですのでその金額をお示しいただけますでしょうか。	一、二 国において代替駐車場への案内看板を設置することで利用者への周知を予定しております。看板設置期間については、工事着手（車室利用制限）前から制限解除までを予定しております。その他の事項については新営業者と調整させていただきます。 三 案内看板の設置と合わせ、工事着手まで一定の猶予を設けて周知を予定しております。 四 4. 留意事項(1)記載の「②北側の工事実施」及び「④南側の工事実施」の期間は、工事用地として使用される国有地は、国有財産使用許可範囲から除外する予定としています。国有財産使用料は、使用予定面積等により変動し、毎年、不動産鑑定士による鑑定に基づき決定しています。なお、駐車場の使用面積の変更を行う際には、当局へ申請を行い、国有財産使用許可の承認を受ける必要があります。 五 バリアフリー工事完了後は国有財産使用料の増額が考えられますが、国有財産使用料は、毎年、不動産鑑定士による鑑定に基づき決定しており、現時点でお答えできません。
	（ページ）	4		
	（項目番号）	4.（1）		
	（項目名）	バリアフリー関係工事		

○三沢飛行場（三沢空港）駐車場営業者募集要項に関する質問・回答表

（令和6年12月5日）

通し番号	質問箇所		質問内容	回答
14	（書類名）	別冊1	三沢市様において令和8年度の完成を予定している「（仮称）第三駐車場」は無料駐車場として利用する予定でしょうか。 また既設の第二駐車場の有料化計画はありますでしょうか。	回答日時点で三沢市からはいずれについても未定と聞いておりますが、今後の三沢市の予定や計画については同市のホームページ等でご確認ください。
	（ページ）	4		
	（項目番号）	4（2）		
	（項目名）	（仮称）第三駐車場		
15	（書類名）	別冊3	過去駐車場において、除雪作業の実績（12月～3月まで〇回出动対応）及び主な作業内容（除雪車両の常駐有無や除雪量など）をご教示ください。	除雪作業の現状については、提案内容に関わることからお答えできません。
	（ページ）	4		
	（項目番号）	Ⅱ.（2）		
	（項目名）	除雪作業		
16	（書類名）	別冊3	過去駐車場において、不法投棄や粗大ごみ等の対応実績はありますでしょうか。実績ある場合、対応頻度や主な対応物をご教示ください。（年〇回）	清掃作業の現状については、提案内容に関わることからお答えできません。
	（ページ）	4		
	（項目番号）	Ⅱ.（2）		
	（項目名）	清掃作業		
17	（書類名）	別冊3	令和7年4月1日の営業開始以前からの放置車両に関しては、対象外でよろしいでしょうか。	募集要項12.（2）⑤に「新旧営業者の交代時においては、施設等の利用及び駐車料金の精算等、駐車場利用者の利便を確保するため双方で十分に調整を行い、利用者に不便を与えないようにすること。」と記載しておりますところ、放置車両への対応も新旧営業者の調整次第となります。 なお、申請書においてはいつからの放置車両かに関わらずその対処法についてご提案ください。
	（ページ）	4		
	（項目番号）	Ⅱ.（2）		
	（項目名）	放置車両		

○三沢飛行場（三沢空港）駐車場営業者募集要項に関する質問・回答表

（令和6年12月5日）

通し番号	質問箇所		質問内容	回答
18	（書類名）	その他	本駐車場の有料化に伴い、駐車場法に基づいた技術的基準に則った駐車場整備が必要になるかと思えます。その際、技術的基準項目を充足させるための大幅な駐車場区画ならびに車両・歩行者同線の変更、また照明等の新たな設備設置は全て事業者が対応する認識で間違いがないでしょうか。	駐車場法の規定では、駐車料金の徴収の有無にかかわらず、同法で規定する技術的基準に合致する必要があり、現状でも、技術的基準に合致していると理解しています。なお、有料化の場合に必要な路外駐車場設置届の際に自治体から指導等があり、何らかの整備が必要となった場合には、整備の内容に応じて、当局において整備主体を判断する予定です。
	（ページ）	—		
	（項目番号）	—		
	（項目名）	路外駐車場設置届		
19	（書類名）	その他	管轄する自治体様への駐車場設置届書の作成（駐車場全体図、設置図、照度分布図等）は、全て事業者が行う認識でよろしいでしょうか。	路外駐車場設置届の作成・提出は営業者において実施いただきます。なお、届出にあたっては当局が保有する図面の提供などの協力をします。
	（ページ）	—		
	（項目番号）	—		
	（項目名）	路外駐車場設置届		